

問題 22 社会福祉制度の理念に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 旧生活保護法において、生存権が基本的理念として明記された。
- 2 日本では1960年代にノーマライゼーションが普及し、コロニー政策の見直しが進められた。
- 3 1970年代から1980年代にかけて「在宅福祉」の理念が登場し、施設福祉から在宅福祉サービスに重点がおかれるようになった。
- 4 社会福祉法では、サービス提供者の主体性の尊重が重視されている。
- 5 「障害者差別解消法」は、共生社会の実現を基本目的としている。

(注) 「障害者差別解消法」とは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」のことである。

問題 23 第二次世界大戦後の社会福祉に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 1951年（昭和26年）に制定された社会福祉事業法で、市町村と共同基金会の表裏一体の関係が規定された。
- 2 1960年（昭和35年）に制定された身体障害者雇用促進法では、国及び地方公共団体等に身体障害者及び知的障害者の雇用を義務づけた。
- 3 1963年（昭和38年）に制定された老人福祉法において、老人保健施設が制度化された。
- 4 1979年（昭和54年）の「新経済社会七カ年計画」で、北欧型の福祉国家と日本の社会福祉を調和する日本型福祉社会の構築が提言された。
- 5 1989年（平成元年）に福祉の充実を目的に消費税が導入され、高齢者保健福祉推進十か年戦略が提示された。

問題 24 福祉サービスに関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 介護保険法の制定によって、特別養護老人ホームへの入所措置は廃止された。
- 2 公立保育所は、保護者と事業者の直接契約によってサービスが提供される。
- 3 日常生活自立支援事業は、第一種社会福祉事業に分類される。
- 4 障害児通所支援の利用は、市町村が決定する。
- 5 医療・介護・保健が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が、2025年（令和7年）を目途に推進されている。

問題 25 福祉国家に関する次の記述のうち、正しいものを1つを選びなさい。

- 1 「ハイフン連結社会」とは、信頼、規範、ネットワークなど、人々や組織の調整された諸活動を活発にする資源のことを指す。
- 2 「ハイフン連結社会」は、マーシャル（Marshall, T. H.）によって提唱された。
- 3 「ハイフン連結社会」は、アメリカを中心に成立した。
- 4 「ハイフン連結社会」に関する理論は、価値問題については注意が向けられていなかった。
- 5 「ハイフン連結社会」に関する理論は、1990年代に発表された。

問題 26 「障害者差別解消法」における「事前の改善措置」(環境の整備)に関する記述として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、環境の整備として位置づけられていない。
- 2 新規に建物・設備をつくる場合は、それらの利用が障壁にならないよう、あらかじめ対策するユニバーサルデザイン対応が求められる。
- 3 不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前の改善措置については、全国で統一的な合理的配慮を行うための環境の整備として実施に努めることとしている。
- 4 障害者からの意思表示があったときに限って行われる。
- 5 例として、車いすの利用者が段差のある場所を移動する際に手助けすることがあげられる。

問題 27 ひきこもり対策推進事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 ひきこもり支援コーディネーターは、社会福祉士の資格を有するものでなければならない。
- 2 ひきこもり地域支援センターの実施主体は、市区町村である。
- 3 支援においては、必要に応じて家庭訪問を中心とする支援を行う。
- 4 訪問相談支援員は、ひきこもり支援コーディネーターが兼務する。
- 5 ひきこもりサポート事業では、関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点(居場所、相談窓口)づくりを行わなければならない。

問題 28 「人づくり革命基本構想」(平成30年6月13日人生100年時代構想会議とりまとめ)で示された社会保障制度の改革に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 待機児童問題の解消に向け、保育士の処遇改善に取り組むとしている。
- 2 0歳から5歳までのすべての子どもの幼児教育の無償化を行うとしている。
- 3 住民税非課税世帯に対して、国公立大学の授業料の無償化を行うとしている。
- 4 一般教育訓練給付について、キャリアアップ効果の高い講座を対象に給付率を倍増するとしている。
- 5 意欲ある高齢者に、一律の処遇体系のもと、働く場を準備するとしている。

問題 29 日本の所得再分配の類型に関する次の記述のうち、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 児童手当は、現金給付による所得再分配である。
- 2 児童扶養手当は、現物給付による所得再分配である。
- 3 生活保護制度は、水平的再分配である。
- 4 公的年金制度は、垂直的再分配である。
- 5 医療保険制度は、水平的再分配である。

問題 30 「教育機会確保法」に基づく国及び地方公共団体の責務に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 不登校児童生徒に対して、特別の教育課程に基づく教育を行う学校を整備しなければならない。
- 2 不登校児童生徒の個々の休養の必要性を踏まえる必要はない。
- 3 不登校児童生徒の学校以外の場において行う学習活動の状況を把握する必要はない。
- 4 不登校児童生徒への支援が組織的かつ継続的に行われるために、学校の教職員、心理・福祉等の関係者間による情報共有を促進していかなければならない。
- 5 不登校児童生徒の学習支援を行う公立の教育施設を整備しなければならない。

(注) 「教育機会確保法」とは、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」のことである。

問題 31 国際社会福祉基金によるアジア社会福祉従事者研修事業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 介護分野を希望する外国人労働者の量的拡大を目的とした事業である。
- 2 毎年度1か国複数名ずつ、研修生を招へいしている。
- 3 日本の福祉関係者と修了生を交えたセミナーが5年に一度、日本で開催されている。
- 4 複数の国から研修生が来るため、研修は英語で行われている。
- 5 外国人技能実習機構が運営主体となって行っている事業である。

現代社会と福祉

問題 22

正答 3, 5

1 誤り。1946年（昭和21年）に制定された旧生活保護法では、国家責任・無差別平等の原理が定められていたものの、生存権理念は盛り込まれていなかった。日本国憲法第25条の理念の具体化という基本原理が盛り込まれたのは、現行の生活保護法（1950年（昭和25年））が最初である。

（日本社会事業大学救貧制度委員会編『日本の救貧制度』頸草書房，p.320）

2 誤り。欧米では、1960年代にノーマライゼーションの理念に基づき大規模収容施設の見直しが進められていたが、日本では1971年（昭和46年）に「国立コロニーのぞみの園」を皮切りに全国各地にコロニーが建設された。日本にノーマライゼーションの理念が広がり、在宅福祉の理念が広がっていくのは1970年代後半以降である。

（吉田久一『新・日本社会事業の歴史』頸草書房，2004年（以下『新・日本社会事業の歴史』頸草書房），p.314）

3 正しい。1979年（昭和54年）に全国社会福祉協議会は「在宅福祉サービスの戦略」を打ち出した。「戦略」の中で社会福祉ニーズが貨幣的ニーズから非貨幣的ニーズに転換していることを想定し、施設処遇から居宅処遇へと転換していくことの必要性を打ち出した。

（全国社会福祉協議会編『在宅福祉サービスの戦略』1979年，pp.38～44）

4 誤り。社会福祉法第5条では福祉サービスの提供の原則が打ち出され、社会福祉事業経営者は利用者の意向を十分に尊重するとともに、関連サービスとの連携を図りつつ、サービスを総合的に提供することを定め、利用者の主体性（選択）を第一義的に尊重することが定められている。

（『新・社会福祉士養成講座④現代社会と福祉（第4版）』中央法規出版，2014年（以下『現代社会と福祉』中央法規出版），p.150）

5 正しい。障害者基本法第4条（差別の禁止）の基本原則を具現化することを目的に制定されたのが、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）である。同法第1条では、「障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と法の目的が定められている。

問題 23

正答 5

1 誤り。社会福祉事業法では、共同基金会と社会福祉協議会の表裏一体の関係を規定し、共同基金会の認可要件に社会福祉協議会の存在を前提とすることが定められていた。

（木村忠二郎『社会福祉事業法の解説』時事通信社，1951年，p.22）

2 誤り。身体障害者雇用促進法（現・障害者の雇用の促進等に関する法律）では、国・地方公共団体及び一般雇用主に対して、一定率以上の身体障害者を雇用することを義務づけた。しかし、適用範囲が狭く、知的障害者及び身体障害者の一部は除外されていた。

（『新・日本社会事業の歴史』頸草書房，p.313）

3 誤り。老人福祉法では、措置の一環として「老人ホームへの収容」が規定され、老人ホームは養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホームに分類された。老人保健施設（現・介護老人保健施設）が法制化されたのは、1987年（昭和62年）の老人保健法（現・高齢者の医療の確保に関する法律）の改正によってである。

（『新・日本社会事業の歴史』頸草書房，pp.312～313）

4 誤り。1979年（昭和54年）に自助と地域の相互扶助を基本にした日本型福祉社会を目標とする「新経済社会七カ年計画」が閣議決定された。同計画では、政府と自治体の公的責任を基本とした欧州型の福祉国家を否定し、個人や家族、地域共同体による福祉の責任を強調した。

（菊池正治・室田保夫編『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房，2003年（以下『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房），p.182）

5 正しい。1989年（平成元年）に政府は消費税を導入し、超高齢社会の将来像を強調する福祉ビジョンを提示した。その一環として、同年に高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）を提示し、在宅福祉を中心とする高齢者福祉の実現の具体的な数値を示した。

（『日本社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房，p.186）

問題 24

正答 2, 4

1 誤り。介護保険法では、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は要介護認定を受けた者が契約によって入所が決定される仕組みとなっている。しかし、老人福祉法において、介護保険法に規定する介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認められ

る場合には、市町村が措置でもって入所させなければならぬことが規定されている。

〔新・社会福祉士養成講座⑬高齢者に対する支援と介護保険制度(第6版)〕中央法規出版, 2019年, p. 99)

- 2 正しい。子ども・子育て支援法の成立によって、2015年(平成27年)より、公立保育園、幼稚園、認定こども園、地域型保育については、利用者が事業者と契約することとなった。なお、私立保育園は、利用者と市町村との契約で、市町村が事業者保育を委託する形式が継続している。

〔新・社会福祉士養成講座⑯児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度〕中央法規出版, 2019年, pp. 166~170)

- 3 誤り。日常生活自立支援事業は、地域福祉権利擁護事業(1999年(平成11年))の名称変更によって2007年(平成19年)に誕生した。日常生活自立支援事業は原則、都道府県社会福祉協議会が実施主体となる「福祉サービス利用援助事業」に該当するもので、福祉サービス利用援助事業は社会福祉法で第二種社会福祉事業に分類されている。

〔現代社会と福祉〕中央法規出版, pp. 250~251)

- 4 正しい。障害者自立支援法(現・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)及び児童福祉法の改正(2010年(平成22年))によって、障害児童福祉施設の利用について、入所施設については都道府県・政令指定都市等の児童相談所で支給決定するが、通所施設については市町村が支給決定することとなった。

〔現代社会と福祉〕中央法規出版, p. 259)

- 5 誤り。厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年(令和7年)を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するとしている。

〔厚生労働省「地域包括ケアシステム」(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chiiki-houkatsu/)〕

問題 25	正答 2
-------	------

- 1 誤り。ハイフン連結社会とは、政治・経済・福祉の3つのセクターからなる「民主一福祉一資本主義」と呼ばれる社会体制のことである。

〔平野寛弥「ハイフン連結社会」論再考:T. H. マーシャルの現代的意義』社会福祉学』第48巻第4号, 2008年(以下「ハイフン連結社会」論再考』社会福祉学』, pp. 5~16)

- 2 正しい。英国社会政策論の体系化に寄与したマーシャル(Marshall, T. H.)は、「福祉国家」の構造を「民

主一福祉一資本主義」という表現で位置づけ、この体制を「ハイフン連結社会」と呼称した。

〔牛津信忠「Capabilities Approach」に基づく社会福祉本質論の再定式化——社会福祉パラダイムのダイナミズムを求めて』経済学論叢』第52巻第3号, 2001年, pp. 589~642)

- 3 誤り。ハイフン連結社会は、第二次世界大戦後にイギリスを含む西欧諸国で成立した。一元的な社会体制ではなく、むしろ政治・経済・福祉の3つのセクターからなる「民主一福祉一資本主義」と呼ばれる社会体制であるとされる。

〔「ハイフン連結社会」論再考』社会福祉学』, pp. 5~16)

- 4 誤り。マーシャルは、「ハイフン連結社会」論を社会体制論として論じる上で価値問題に注目した。その点について批判的な議論も行われたが、近年では、民主主義政治、資本主義経済、福祉からなる社会体制において、構造問題が価値問題として問題化され、解決される点を指摘したのもであると理解されている。

〔「ハイフン連結社会」論再考』社会福祉学』, pp. 5~16)

- 5 誤り。マーシャルの「ハイフン連結社会」論は、1972年の「福祉資本主義の諸価値問題」と、1981年の「追論」という論文で発表された。

〔「ハイフン連結社会」論再考』社会福祉学』 pp. 5~16)

問題 26	正答 2
-------	------

- 1 誤り。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)において、ウェブアクセシビリティを含む情報アクセシビリティは、合理的配慮を的確に行うための環境の整備と位置づけられており、事前的改善措置として計画的に推進することが求められている。また、行政機関等は、障害者から個別の申し出があった場合は、必要かつ合理的な配慮を行う必要がある(法第7条)。

〔総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」(http://www.soumu.go.jp/main_content/000439213.pdf)(以下「みんなの公共サイト運用ガイドライン」)〕

- 2 正しい。事前的改善措置は、選択肢の施設・設備の改善にとどまらず、ウェブのアクセシビリティ向上、職員に対する研修等多岐にわたっている。すでにある建物・設備の利用が障壁になっている場合は、その障壁を解消・低減するためのバリアフリー対応が必要である。また、新規に建物・設備をつくる場合は、それらの利用が障壁にならないよう、あらかじめ対策するユニバーサルデザイン対応が求められる。

〔飯塚潤一・福井恵「障害者差別解消法とバリアフリー・ユニバーサルデザイン」できるところから始める障害学生・教職員支援』大学図書館研究』第108巻, 2018年)

3 誤り。障害者差別解消法は、不特定多数の障害者を主な対象として行われる事前的改善措置については、個別の場面において個々の障害者に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとしている。このため、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。

(内閣府「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(概要)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/113/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2015/07/08/1359123_12.pdf) (以下「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」))

4 誤り。障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

(「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」)

5 誤り。合理的配慮は、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置であり、環境の整備は、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置である。例としてあげられている車いすの利用者が段差のある場所を移動する際に手助けすることは合理的配慮の提供であり、スロープを設置し段差を解消することが環境の整備(事前的改善措置)である。

(「みんなの公共サイト運用ガイドライン」)

問題 27	正答 3
-------	------

1 誤り。ひきこもり支援コーディネーターの配置については、ひきこもり地域支援センター1か所当たり、原則、2名以上とし、このうち専門職を1名以上配置するものとされている。専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とされ、ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談等業務を行うことのできる者とされている。

(「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」平成27年7月27日社援発0727第2号、「(別添11)ひきこもり対策推進事業実施要領」(以下「ひきこもり対策推進事業実施要領」))

2 誤り。ひきこもり地域支援センターの実施主体は、都道府県又は指定都市である。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(「ひきこもり対策推進事業実施要領」)

3 正しい。対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものとされている。

る。また、対象者の相談内容等に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うとされている。

(「ひきこもり対策推進事業実施要領」)

4 誤り。ひきこもりの長期化や高齢化等、困難ケースへの対応を含めた訪問支援を強化するため、ひきこもり支援コーディネーターに加えて、訪問相談支援員をおくことができるとされている。なお、訪問相談支援員はひきこもり支援に経験及び知識を有する者とされている。

(「ひきこもり対策推進事業実施要領」)

5 誤り。地域の実情に応じて、事業を実施することとなっている。必ず実施しなければならない事業は、利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関の情報発信とされている。

(「ひきこもり対策推進事業実施要領」)

問題 28	正答 1, 4
-------	---------

1 正しい。待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応する「子育て安心プラン」を前倒しし、2020年度(令和2年度)末までに32万人分の受け皿整備を進めるとともに、保育士のさらなる処遇改善に取り組むとしている。

(首相官邸「人づくり革命基本構想(平成30年6月13日人生100年時代構想会議とりまとめ)」(<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000023186.pdf>) (以下「人づくり革命基本構想」) p.3)

2 誤り。3歳から5歳までのすべての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置を行うとしている。

(「人づくり革命基本構想」 p.4)

3 誤り。住民税非課税世帯(年収270万円未満)の子どもたちに対する授業料の減免措置については、国立大学の場合はその授業料を免除し、公立大学の場合は、国立大学の授業料を上限として対応を図っている。

(「人づくり革命基本構想」 p.6)

4 正しい。一般教育訓練給付について、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付率を2割から4割に倍増としている。特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和としている。

(「人づくり革命基本構想」 p.10)

5 誤り。高齢者は健康面や意欲、能力などの面で個人

差が存在するという高齢者雇用の多様性を踏まえ、一律の処遇でなく、成果を重視する評価・報酬体系を構築するとしている。

(「人づくり革命基本構想」pp.12~13)

問題 29	正答 1, 5
-------	---------

1 正しい。児童手当は社会手当に位置づけられるため、現金給付による所得再分配である。具体的には、0歳から中学校修了までの児童を養育している者に対して、3歳未満の児童については1人月額1万5000円、3歳以上小学校終了前までの第1子・第2子については1人月額1万円、同じく第3子については1人月額1万5000円、中学生については1人月額1万円が支給されている。

(『新・社会福祉士養成講座②社会保障(第6版)』中央法規出版, 2019年(以下『社会保障』中央法規出版), p.45, pp.249~250)

2 誤り。児童扶養手当は、父子家庭を含めた一人親世帯を対象とした社会手当である。社会手当制度は、主として税財源により金銭給付を行う制度の総称である。したがって、現物給付による所得再分配ではない。

(『社会保障』中央法規出版, p.45, pp.249~250)

3 誤り。生活保護制度は、高所得層から低所得層へ所得を移転する垂直的再分配である。したがって、同一所得間、同一職種間等で所得を移転する水平的再分配ではない。

(『社会保障』中央法規出版, p.15)

4 誤り。公的年金制度は、現役世代から高齢世代へ所得を移転する世代間の再分配である。したがって、高所得層から低所得層へ所得を移転する垂直的再分配ではない。

(『社会保障』中央法規出版, p.15)

5 正しい。医療保険制度は、「健康な人」から「病気の人」へといたった同一所得間、同一職種間等で所得を移転するため水平的再分配である。

(『社会保障』中央法規出版, p.15)

問題 30	正答 4
-------	------

1 誤り。義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)第10条の規定によれば、特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備については義務ではなく努力義務として、その責務が規定されている。

2 誤り。教育機会確保法第13条で、「国及び地方公共

団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえ、当該不登校児童生徒の状況に応じた学習活動が行われることとなるよう、当該不登校児童生徒及びその保護者(学校教育法第16条に規定する保護者をいう。)に対する必要な情報の提供、助言その他の支援を行うために必要な措置を講ずるものとする」としている。

3 誤り。教育機会確保法第12条の規定によれば、学校以外の場において行う学習活動の状況の把握については、心身の状況等の把握も含め義務として、その責務が明記されている。

4 正しい。教育機会確保法第9条で、「国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するために必要な措置その他の措置を講ずるものとする」としている。

5 誤り。教育機会確保法第11条の規定によれば、学習支援を行う公立の教育施設の整備については、義務ではなく努力義務として、その責務が規定されている。

問題 31	正答 3
-------	------

1 誤り。アジア社会福祉従事者研修事業の目的は、アジア各国の民間社会福祉従事者の人材育成である。したがって、介護分野を希望する外国人労働者の量的拡大を目的とした事業ではない。

(全国社会福祉協議会国際社会福祉基金委員会「『国際交流・支援活動会員制度』会員登録のお願い」(以下「会員登録のお願い」), p.4 (https://www.shakyo.or.jp/bunya/kokusai/kouryu/20180125_kokusai.pdf))

2 誤り。アジアの国々を対象に、毎年度1か国1名ずつ、数か国から研修生を招へいし、日本語習得と施設実習に重点をおいた1年間の研修を実施している。

(全国社会福祉協議会『全社協 Action Report』第125号, 2018年, p.2 (https://www.shakyo.or.jp/news/2018/actionreport_180731.pdf))

3 正しい。修了生と日本の福祉関係者との相互学習、交流を目的としたアジア社会福祉セミナーを5年に一度、日本で開催している。

(「会員登録のお願い」p.5)

4 誤り。研修を通して研修生・修了生相互・日本の社会福祉関係者が交流と相互理解を図り、真に信頼し合える人間関係を築くために、日本語学習を実施し、日

本語で研修を行っている。

(「会員登録のお願い」 p.4)

- 5 誤り。全国社会福祉協議会が運営主体となって、国際交流・支援事業の中軸として行っている事業である。したがって、外国人技能実習機構が運営主体となって行われている事業ではない。

(「会員登録のお願い」 p.4)